

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

多古町長 平山 富子

市町村名 (市町村コード)	多古町 ( 12347 )
地域名 (地域内農業集落名)	島地区 ( 島 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月21日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・一部の水田は、約60年前に1反歩区画での基盤整備がされており、農業機械の大型化、農道の狭小、排水不良等により営農に支障を来しているため、早期に大区画化による基盤整備事業が必要。  
・地域の生産性を高めるため、乾田化による新たな作物の導入の取り組みが課題。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・ブランド米である多古米を主要作物としつつ、基盤整備後の大区画化による大型農業機械を導入し、水稻単作から乾田化による高収益を得るための野菜の作物等を栽培し、水田の高度利用を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	126.04 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	110.04 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

大字島の農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
個人担い手及び農地所有適格法人を中心に、農地中間管理事業を積極的に活用し、関係機関と協議して農地の集積、集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸し手、借り手の受け皿である農地中間管理機構の組織を通じて、関係者と賃貸借の時期等について協議しながら進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
約60年前に1反歩区画での基盤整備がされた農地の大区画化・汎用化、用水のパイプライン化等の基盤整備を計画する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者制度の普及・定着に向けて、町と地元農業者が一体となり、認定農業者の育成に務める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる水稻の防除作業は、多古町植物防疫協議会への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦島地区では多面的機能活動に取り組んでおり、農道や水路の保全・管理にを行っている。  
 ⑨島地区で生産された飼料作物(WCS)は、多古町粗飼料生産組合が収穫・ラッピングの上、畜産農家に供給する。